

県北広域振興局長告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

県北広域振興局長 高 橋 信

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0353200025	多機能型事業所 ゆいまあ る	二戸郡一戸町中山字大塚4 番地6	社会福祉法人カナンの園	平成25年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300025	多機能型事業所 はあとす ぽっと	二戸市石切所字川原28番地 7	特定非営利活動法人カン オペア障連	平成25年4月1日
0353200025	多機能型事業所 ゆいまあ る	二戸郡一戸町中山字大塚4 番地6	社会福祉法人カナンの園	〃

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0353200025	多機能型事業所 ゆいまあ る	二戸郡一戸町中山字大塚4 番地6	社会福祉法人カナンの園	平成25年4月1日